

農林水産植物の重要な形質の指定について

1 趣旨・概要

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）は、品種登録の要件である「区別性」、「均一性」及び「安定性」（法第3条第1項各号）を判定するための基準となる「重要な形質」（法第2条第2項）について、農林水産大臣が、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産省令で定める区分ごとに定めることとしている（同条第7項）。

これを受けて、①種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）において、農林水産植物の区分を定め（規則第1条・別表第1）、②平成10年農林水産省告示第1909号（以下「旧告示」という。）において、上記区分ごとに「重要な形質」を定め、③生産局長名において、農林水産植物の種類ごとに審査基準（以下「種類別審査基準」という。）を定めている。

- (2) 近年のわが国の品種登録制度における重要な課題である審査期間の短縮及び国際間における迅速・的確な権利保護を達成するためには、審査データの相互利用等の国際審査協力を促進することが必要であり、その前提として、審査基準の国際的な調和を図ることが不可欠である。

このため、わが国独自に定められていた農林水産植物の区分について、植物の新品種の保護に関する条約の締約国から構成される同盟（以下「^ユ^ポ^フUPOV同盟」という。）の定める審査区分に準拠するよう全面的に見直す規則改正を行うとともに、旧告示を廃止し、新たに告示を制定して、規則改正後の農林水産植物の区分ごとに、「重要な形質」を定めることとする。

- (3) UPOV同盟は、各締約国において定められる審査基準の国際的な標準となる審査ガイドライン（以下「UPOV・TG」という。）を公表している。旧告示の「重要な形質」は、わが国独自に、①「重要な形質」として、UPOV・TGの審査基準の項目を抽象化した項目を定めるにとどめ、種類別審査基準において具体的な項目を定めるもの、②UPOV・TGにない形質が定められているものがあるなど、国際的な審査ガイドラインであるUPOV・TGと合致しておらず、また、非統一な状況にある。

このため、今後、すべての区分についてUPOV・TGに沿った内容の「重要な形質」を定めることとする。

新たな「重要な形質」を定める際には、旧告示の「重要な形質」及び種類別審査基準として定められている形質のうちUPOV・TGにはない形質について既存の登録品種や出願品種の区別性の判断において用いられていないことなど、既存の登録品種や出願品種の区別性の判断への影響がないことを確認する必要がある。

この度、海外との審査協力を必要とする植物を優先して上記の確認を終えた別紙の61区分について、新たな内容の「重要な形質」を定めることとし、残りの区分については、暫定的に、各区分に対応する旧告示と同様の「重要な形質」を定め、上記確認を終え次第、順次、UPOV・TGに沿った内容に改訂していくこととする。

3 施行期日

公布の日（平成20年4月1日予定）

4 経過措置

本告示においては、別紙の61区分について新たな内容の「重要な形質」を定めることとしているが、本告示の施行の際にある品種登録出願について審査が実施されている場合については、旧告示の「重要な形質」をもって判断する必要があることから、所要の経過措置を講じることとする。